

大阪税関における経済安全保障の取組

①適正な輸出通関の徹底と輸出事後調査の充実

- 外為法上の輸出許可を得ていない貨物の中に、外為法で規制された貨物が紛れていないことを確認するため、厳格な審査や貨物確認を実施
- 輸出事後調査で輸出申告の非違を発見した場合は、輸出管理体制の構築と適正申告を指導
- メーカー等だけでなく、先端技術の研究開発を行う大学・研究機関にも事後調査を実施

②関係機関及び民間事業者との連携強化

- 関係機関と懸念事例の情報交換等を実施
- 技術情報流出防止に関するセミナー等において、輸出関連企業などへ情報提供を依頼
- 輸出事後調査の際にも、情報提供等の協力を依頼

大阪税関における経済安全保障の取組

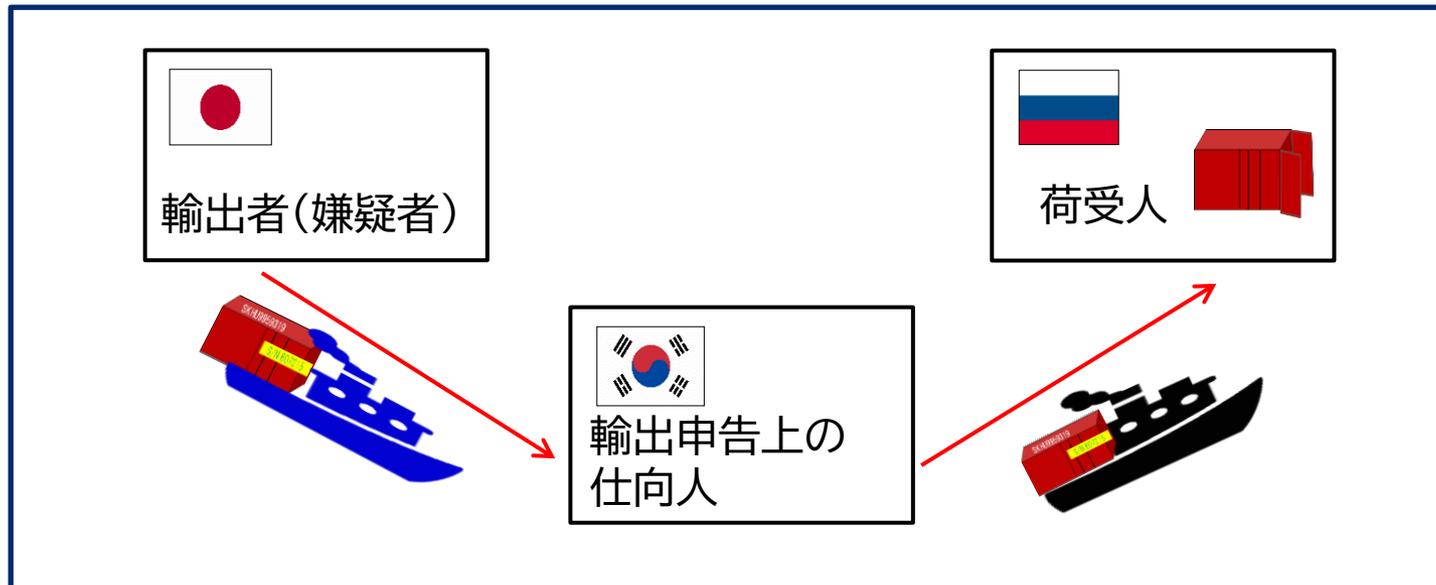
ロシア制裁後
全国初

対ロシア制裁措置逃れの不正迂回輸出事案の告発

関係機関と連携した調査を実施し、令和6年7月、関税法違反事件として告発・起訴
関税法第111条第1項第2号(虚偽申告輸出罪)

■事案の概要

貨物(中古バイクや水上バイク等)の最終仕向地がロシアであるにもかかわらず、韓国向けと偽った輸出申告を行い、その後許可を受け、同貨物をロシアに輸出



不正輸出の可能性に気づいたら・・・
情報提供をお願いします

